

## 福岡県緑の少年団連盟規約

### (名 称)

第1条 本会は、福岡県緑の少年団連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局を公益財団法人福岡県水源の森基金におく。

### (目 的)

第2条 連盟は、県内における緑の少年団相互の緊密な連携のもとにその活動の促進を図り、もって緑の少年団の健全な発展に資することを目的とする。

### (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 緑の少年団相互の親善、交流及び情報交換
- 2 緑の少年団指導者の養成及び研修
- 3 緑の少年団の育成及び指導
- 4 緑の少年団関係の諸大会及び研修会への参加
- 5 その他前条の目的達成に必要な事項

### (会 員)

第4条 連盟は、県内の緑の少年団及びその活動に参加、協力する団体等を会員とする。

- 1 連盟に加入しようとするものは、所定の申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 2 連盟を退会しようとするものは、理由を付して退会書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

### (役員)

第5条 連盟に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
監 事	2名

ただし、会長は公益財団法人福岡県水源の森基金専務理事、事務局長は公益財団法人福岡県水源の森基金事務局長をもって充てる。その他の役員は、総会において選出する。

(職 務)

- 第6条 会長は、連盟を代表し、連盟の運営を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 3 事務局長は、規約及び総会の議決に基づき業務を執行する。
  - 4 監事は、会務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2ケ年とする。但し、再選を妨げない。

(総 会)

- 第8条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めたとときは臨時に開催することができる。
- 1 総会の議長は、総会で選任する。
  - 2 総会は、会員現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
  - 3 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

- 第9条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
- 1 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
  - 2 規約の変更
  - 3 役員選任及び解任
  - 4 その他会長が必要と認めた事項

(経 費)

- 第10条 連盟の経費は、次の収入をもって充てる。
- 1 県補助金
  - 2 地区緑化推進委員会負担金
    - 1 団体当たり2万円とし、地区緑化推進委員会が会員数に応じて納入する。
  - 3 福岡県緑化推進委員会(「緑の募金」公益財団法人福岡県水源の森基金)負担金
    - 経費から県補助金、地区緑化推進委員会負担金、その他を除いた経費
  - 4 その他

(事業年度)

第11条 連盟の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか連盟の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成21年8月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

本規約は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成28年7月28日から施行する。

附 則

本規約は、平成30年8月20日から施行する。